

山梨県公報

号外第三十七号

平成三十年

八月三日

金 曜 日

目次

規 則

○山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則……………一

規 則

山梨県規則第二十三号

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年八月三日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県職業訓練手当支給規則の一部を改正する規則

山梨県職業訓練手当支給規則(昭和三十八年山梨県規則第五十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一第一号中「両眼」を「視力の良い方の眼」に、「の和が〇・〇八以下の」を「が〇・〇七以下のもの又は視力の良い方の眼の視力が〇・〇八以下であつて他方の眼の視力が手動弁以下である」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の山梨県職業訓練手当支給規則の規定は、平成三十年七月一日から適用する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号
印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番